

令和 5 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 2 月 2 9 日 (木)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和5年度第11回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年2月29日(木) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	4番 古川 政繁	6番 竹山 貞子
9番 吉村 清正	13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行
15番 牧繪 雄一郎	16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹
22番 飯塚 直人	23番 佐藤 清繁	24番 松本 香

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	野島 文昭	片桐 清司
笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋	白滝 光彦
横田 正美	平野 宏一	清水 康之	野村 しのぶ
上原 孝	穂苅 靖男		

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 信雄	高島 真一	長野 秋義
-------	-------	-------

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
係長	秋山 雅也
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

13番 新井 文雄	22番 飯塚 直人
-----------	-----------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第6号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数12人、欠席委員数0人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数14人、欠席推進委員数3人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号13番 新井文雄 委員、議席番号22番 飯塚直人 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の新井委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号82番から111番までの30件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。すべて合意による解約であり、解約理由は、他者へ貸付、貸付予定が14件、中間管理機構への貸付が5件、売却が4件、農地転用予定が4件、地主耕作が2件、休耕が1件です。</p> <p>同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の30件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは7頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「敷地拡張」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。</p> <p><報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から番号11番までの11件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは8頁から11頁をご覧ください。報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」7件、「アパート」1件、「宅地造成」1件、「敷地拡張」1件、「建売住宅」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第3号の11件を承認します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは12頁をご覧ください。議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。 労力不足により農地を手放したいとする譲渡人の要望により、上越市に移住する譲受人に譲渡し、家庭菜園として耕作するものであります。全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。私からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第2号「農地法第3条第1項 買受適格証明について」> 次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号3番から6番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは13頁をご覧ください。 最初に「買受適格証明」について説明します。「買受適格証明」とは、農地の公売に参加するための証明です。 農地を取得できない者が公売に参加することを避けるため、事前に買受適格者であるかどうか、つまり農地を取得できる者か否かを審議、議決し、買受適格者として認められた者に「買受適格証明」を交付するものです。 また、「買受適格証明」の交付後、公売の落札者から第3条許可申請書が提出され、申請書の内容が今回の証明願と同様である場合は改めて農地部会で議決することなく、事務局長専決処分により許可することとなっておりますのでご承知ください。</p>

	<p>今回、公売に付される農地は、上から、番号 3 番の大字市野江地内 田 6 筆 21,375 m²、4 番の小猿屋地内 田 1 筆 10,001 m²、次ページの 5 番 同じく小猿屋地内 田 3 筆 10,162 m²、6 番の上野田地内 田 1 筆 7,004 m²であります。それぞれ取得を希望する申請者から買受適格証明願が提出されました。</p> <p>それぞれの申請者は、地元の農業者であり、これまでも耕作実績があり、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等許可要件のすべてを満たしていることから買受適格証明の交付が相当と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
牧繪委員	これ以外の方から申請はなかったのですか。
(事務局) 秋山	1 月 29 日まで公売公告がなされまして、この 3 名から申請があったものです。
吉村委員	地主の情報に関してはどうなっているのでしょうか。
(事務局) 金子	地主情報に関しましては議案に掲載しなくてもよい取り扱いとなっております。端的に申し上げますと土地改良区による差し押さえ案件でございます。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 3 番から 7 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 15 頁をご覧ください。

まず誤植訂正をお願いします。左上の議案番号を 4 号から 3 号に訂正してください。申し訳ございません。

改めまして議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 3 番は、大豆地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内のアパートに居住していますが、結婚に伴い、居住スペースが手狭になったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。

工期は、許可日から令和 6 年 11 月 30 日までです。

土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 525 m²、建築面積 97.62 m²で建ぺい率は 18.59% となり、基準の 22% を満たしません。分筆したとしても狭隘な土地になり耕作することができないため、やむを得ないと判断しました。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。

次に番号 4 番は、南本町 1 丁目地内の農地を、「資材置場」に整備するものです。19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

当該案件は、事業拡大により、資材置場が不足したため、申請農地を取得し、資材置場として利用するものです。

こちらも農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地であり、転用可能であります。

工期は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

土地利用計画は、資材置場で、申請面積 958 m²と既存宅地・雑種地部分 3082 m²で合計 4040 m²、所要面積が資材置場 1770 m²、通路 2270 m²です。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件で、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。

番号 5 番は、西田中地内の農地を、「農業用倉庫」に整備するものです。21 頁に位置図、22 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

当該案件は、耕作面積拡大により、農機具置場が不足したため、申請農地を取得し、農業用倉庫を整備するものです。

こちらも農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当し、転用可能であります。

工期は、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

土地利用計画は、農業用倉庫で、申請面積 39 m²、建築面積 12.5 m²で建ぺい率は 32.05% です。

	<p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件で、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号 6 番は、大豆地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。23 頁に位置図、24 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、世帯員の増加に伴い、居住スペースが手狭になったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>こちら農農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地で、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和 6 年 8 月 31 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 241 m²、建築面積 84.43 m²で建ぺい率は 35.03%です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>最後に番号 7 番でございます。島田下新田地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。25 頁に位置図、26 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>こちら農農業公共投資の対象となっていない第 2 種農地で、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 398 m²と既存宅地 417.21 m²で 815.21 m²、建築面積 207.07 m²で建ぺい率は 25.40%です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p> (「ありません」の声あり)</p> <p>議長 特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p> 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p> (「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。</p>
--	---

	<p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議長 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 23 件、貸借権設定 73 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 23 件について、番号 151 番から 202 番の 23 件について事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>秋山</p>	<p>それでは 27 頁をご覧ください。最初に所有権移転です。</p> <p>すべての案件につきまして、譲渡人の要望により、利用集積の観点から、譲受人との双方の合意により、所有権移転するものであります。このうち、現耕作者に売却する案件は、番号 152 番、170 番、174 番、180 番、181 番、198 番、199 番、202 番、となっております。</p> <p>また、受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員でありますので、集積計画による所有権移転としての取り扱いが可能となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定 73 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>秋山</p>	<p>続きまして、貸借権設定 73 件の概略を説明します。</p> <p>頁は 32 頁をご覧ください。</p> <p>内訳といたしましては、新規が 33 件、残りの 40 件は再設定となっております。新規案件につきましては、番号の下に「新」の文字を記載してございます。</p> <p>こちらの新規案件につきましては、主に貸人の要望や、受手側の労力不足により、新規耕作者と賃貸借契約を設定するものもございます。</p> <p>その他、再設定につきましては、設定期間を 1 年～10 年として、従前からの契約を継続する再設定となっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号14番から25番の12件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは47頁をご覧ください。</p> <p>こちらは、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものです。はじめに、篠宮委員関連の番号24番を除く11件についてであります。対象の農地は、50頁のリストに記載のとおりであります。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
松本委員	<p>一覧に雑種地があるのはどういうことですか。</p>
(事務局) 秋山	<p>圃場整備事業の実施に伴う貸付でありまして、農地ではない雑種地も含めた一体的な事業によるものと解釈しています。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、次に、篠宮委員関連の番号24番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する篠宮委員は、退席をお願いします。</p> <p>(篠宮委員 退席)</p>

	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、篠宮委員関連の番号 24 番です。</p> <p>こちらにも利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものです。いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 24 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、篠宮委員の退席を解除します。</p> <p>(篠宮委員 復席)</p>
議長	<p>篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p><議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案について」></p> <p>議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 1 番から 6 番までの 6 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 60 頁をご覧ください。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。</p>

	<p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。</p> <p>具体的な対象農地は 61 頁にある対象農用地リストのとおりです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 6 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番から 7119 番の 19 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7101 番から 7119 番の 19 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 19 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」2 件、「他者へ貸付予定」17 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」19 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 18 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>5 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 18 件について、説明します。</p> <p>7109 番、7111 番、7112 番、7114 番、7115 番は、地主耕作だった農地について、労力不足により新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>7110 番は、期間満了に伴い、借受人が育苗用地として使用したいとの要望により新たに貸付けるものです。</p> <p>7113 番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>7116 番は、これまで貸し付けていた耕作者との合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。</p> <p>7117 番から 7123 番、7125 番、7126 番は、期間満了に伴う再設定案件であり、引き続き耕作を行うものであります。</p> <p>なお、7122 番は、借受人が高齢により将来を見据えて貸借期間を約 1 年 10 か月年間としたものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、賃借権設定件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>9頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、賃借権設定1件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>（板倉区駐在室分の議案） <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7507番の7件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7507番の7件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した7件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ贈与予定」1件、「他者へ貸付予定」1件、「中間管理機構に貸付予定」2件、「他者へ貸付」3件です。 関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を説明します。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号7502番は、現在、賃貸借している農地を地主の要望により、借人に売却することになったものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた板倉区の農業委員から補足説明をお願いします。</p>
板倉区委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転4件、貸借権設定29件、貸借権移転8件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号7518番から7521番の4件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>4頁、5頁の議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7518番から7521番の4件について説明します。 7518番は、これまで自作していた農地を、機械の故障を機に、近隣の農地を耕作している譲受人へ売却することになったものです。 7519番と7521番は、12月の農地部会で、7520番は1月の農地部会で、それぞれ合意解約の報告をさせていただいた案件です。 7519番と7521番は、これまで貸借されていた農地を、貸人の要望により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。 7520番は、これまで耕作していた借人の健康悪化により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、貸借権設定、番号7522番から7550番の29件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>6頁から12頁の貸借権設定、番号7522番から7550番の29件について説明します。 新規案件は7522番から7527番の6件、7531番から7533番の3件、7548番と7549番の2件です。 7522番から7527番の6件は、これまで自作されていた農地を近隣で耕作している借人が借り受けるものです。なお、期間が1年9か月となっているのは、それぞれの地主から借人が借りている他の農地の終期に合わせたためです。 7531番から7533番は今月の合意解約、7505番から7507番の関連案件です。 7548番は、これまで別の耕作者に貸し付けていた農地を、期間満了を機に、7549番はこれまで自作していた農地を、それぞれ近隣で耕作している借人に貸し付けるものです。</p>

<p>議長</p>	<p>他の 18 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、貸借権移転、番号 7551 番から 7558 番の 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>13 頁の貸借権移転、番号 7551 番から 7558 番までの 8 件について説明します。 譲渡し人の健康悪化により、耕作の継続が困難となったことから、近隣で経営を拡大している借人へ貸借権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 3 件を上程いたします。</p>

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>15 頁から 17 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 3 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7504 番から 7508 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 上原</p>	<p>18 頁から 20 頁、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7504 番から 7508 番の 5 件で、貸借権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。</p> <p>具体的な対象農地は 20 頁にある対象農用地リストのとおりです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(清里区駐在室分の議案)</p>
	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8101 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(清里区) 中条	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8101 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 1 件は、耕作不便のための合意による解約であり、返還後の利用計画については、「休耕」です。当該農地は、水の便が悪く道路が狭隘で農機具の出入りに苦慮するところで、休耕もやむをえないところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。</p>
	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 6 件を上程します。貸借権設定、番号 8101 番から 8106 番の 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、2 頁から 3 頁の貸借権設定、番号 8101 番から 8106 番の 6 件について説明します。</p> <p>新規案件は 8101 番の 1 件です。高齢化により耕作ができなくなり、新たに小作契約を結ぶものです。他の 5 件は再設定で引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。</p>

	<p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 8101 番、8102 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>それでは 4 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8101 番、8102 番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。具体的な対象農地は次のページ 5 頁にある対象農用地リストのとおりです。</p> <p>契約期間については、期間は令和 6 年 4 月 30 日から令和 25 年 12 月 31 日までです。改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します 最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定23件を上程します。 はじめに、松本委員関連の番号9526番から番号9529番の4件を除く19件について事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、松本委員関連の番号9526番から番号9529までの4件を除く貸借権設定19件の概略を説明します。 内訳といたしましては、新規設定が7件、再設定が12件となっており、新規設定案件は3項番号9520番から4項番号9525番と5項番号9530番となっております。 今般の新規設定は、耕作者の労力不足等に伴い、耕作者を変更するものが主な理由となっております。 また、1頁番号9508番から3項番号9519番までの12件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号9526番から番号9529番の4件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する松本委員は、退席をお願いします。</p> <p>(松本委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>

<p>(名立区) 高橋</p>	<p>松本委員関連の4項、番号9526番から5項番号9529番までの貸借権設定4件の概略を説明します。</p>
	<p>4頁番号9526番から5項番号9529番までの4件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号9526番から番号9529番の4件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、松本委員の退席を解除します。</p>
	<p>(松本委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>松本委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p>
	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。
----	--